



JASDAQ

平成19年5月25日

各位

会 社 名 株式会社 ニレコ
代表者の役職氏名 山田 秀丸
(コード番号 6863 JASDAQ)
問 合 せ 先 常務取締役執行役員
管理部門担当 金子 晃
TEL (042) 642-3111

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額設定の議案を、平成19年6月27日に開催予定の当社第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社は、平成18年4月に役員制度改革として執行役員制度を導入し、取締役に対する報酬制度を見直し、従前の役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに代えて、取締役に対する報酬制度を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場におくことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプション制度を導入するものであります。

2. 株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額

株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬等の額は、年額3,000万円以内とします。

3. 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権発行の目的たる株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会日から1年以内に発行する新株予約権数は200個を上限とし、それを行使することにより交付を受けることができる株式は普通株式20,000株を上限とする。

各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個あたり100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行うことにより、上限株式数及び付与株式数の変更をすることが適切な場合は、必要と認められる調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の割当時期及び方法

割当時期及び方法は、取締役会の決議によるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使期間

新株予約権を割当てる日の翌日から20年以内とする。

(5) 新株予約権行使の条件

退任日の翌日から1ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の定めによるものとする。

以 上